## 〇総務省令第五十八号

電 波 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 三 + 号) 0) 規 定 に 基 づ き、 及 び 同 法を実 施 す る た め、 無 線 局 免許

手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣 川端 達夫

無 線 局 免 許 手 続 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省

of 柏 戡 B . У 浬 称 免  $\Box$ 無 別 悍 营 線 定 艦 表 第 を 淮 F7  $\omega$ 局 加え、 셿 柔 を 庥 免 号第 2 匝 徭 許  $\mathcal{W}$ 9 챢 账 手  $\Omega$ 該総 定 亨 続 同 <u>[1</u>  $\mathcal{O}$ 惠 規 工 を 黙 <u> </u>  $\mathcal{O}$ 對 注 加 則 定 促進 次 え 25 匝 \_ र्ब 昭 に (7)推 次 Ø 中 和 同 を MC 0) (7)腘 FT + よう 凹 エ 柏  $\triangleright$ 庥 終 中 五. 藍 ĺ ب 年 W 免 加え 針に 松上 申入れがあつ  $\Box \triangleright$ 宜 電 擅 進 波 動通 る。 推 監 庥 B に 買 理 称 改 委 及び同 め、 を 員 定 1 会規 淮  $\overline{\phantom{a}}$ 線 同 籴 (7)則 匠  $\mathcal{O}$ 账 烮 第 次 徭 ア 中 終 + 12 12 9 五. 改 号に規定 4 ГМС 插 田田 号) め、 進 規 推  $\mathcal{O}$  $\triangleright$ À 藍 浬 画 账 \_\_\_ 部 舥 烮 <u>∪</u>  $\vdash$ に、 凹 移動通信 を 0 籴 桩 に 次 舥 改 免  $\mathcal{O}$ が行 終 め、 ように 4 屈 X Ç, 促進 徭 庥 同 改 (7)2  $\mathcal{W}$ Пþ を 菲 正 1 す 中 (1) 圌  $\mathcal{O}$ 訳 る。 黙 一色 <u>[1</u> 次 后 に 徧 庥

- オ 放送番組の素材を中継する無線局
- K 熊 線設備規則及び特定無線設備の技術基準適 合証明等に関する 規則の 部を改正 J. B 畍 ⟨L

(平成24年総務省令第59号) 第1条による改正前の設備規則第49条の16及び第49条の16の2

に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

附則

この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。